

## 運輸の安全に関する取組について

2020年度（2020年4月1日～2021年3月31日）

祐徳自動車株式会社のバス事業（乗合バス・貸切バス）は、輸送の安全を確保するため、2020年度も引き続き次のような取組を推進してまいります。

### 第1 事業理念

私たちは、安全・安心はすべての業務に優先します。

### 第2 安全方針

#### < 安全方針 >

- 1 関係法令等の遵守
- 2 安全最優先の原則
- 3 安全管理体制の継続的改善

祐徳自動車株式会社では、安全方針に基づき、法令及び規定を遵守し、「輸送の安全確保」に向けた各種対策に積極的に取り組み、更なる安全向上に努めます。

### 第3 運輸安全マネジメント制度における重点施策

#### 1 2020年度交通事故抑止目標件数

| 事故種別    | 乗合バス | 貸切バス | 小計 |
|---------|------|------|----|
| 死亡・重大事故 | 0    | 0    | 0  |
| 飲酒運転    | 0    | 0    | 0  |
| 人身事故    | 0    | 0    | 0  |
| 物損事故    | 5    | 15   | 20 |
| 計       | 5    | 15   | 20 |

#### ※ 2019年度における交通事故発生状況（件数）

| 事故種別    | 乗合バス |      | 貸切バス |      | 小計   |      |
|---------|------|------|------|------|------|------|
|         | 抑止目標 | 発生件数 | 抑止目標 | 発生件数 | 抑止目標 | 発生件数 |
| 死亡・重大事故 | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |
| 飲酒運転    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |
| 人身事故    | 0    | 1    | 0    | 0    | 0    | 1    |
| 物損事故    | 5    | 7    | 15   | 25   | 20   | 32   |
| 計       | 5    | 8    | 15   | 25   | 20   | 33   |

## 2 目標達成に向けた重点取組

### < 重点取組 >

- 1 バック・切り返し事故の根絶
- 2 オーバーハングに起因する事故の根絶
- 3 右左折時の一旦停止又は最徐行の徹底
- 4 車内事故防止の為のゆとり運転の徹底
- 5 事故多発運転士等に対する指導教育の強化

交通事故抑止目標達成に向け、2020年度は、次のことに重点的に取り組んでまいります。

#### (1) バック・切り返し事故の根絶

昨年度発生した交通事故を形態別で見ると、全事故33件中、自損事故が27件と約8割を占めているが、その中でもバック事故及び切り返し事故が最も多いこと（27件中14件、51.9%）から、これに特化した事故防止マニュアルを作成するなどの取組を推進する。

#### (2) オーバーハングに起因する事故の根絶

昨年度発生した交通事故を形態別で見ると、バス事故の特徴ともいえるオーバーハングに起因する事故が多いこと（全事故33件中6件、18.2%）から、これに特化した研修等を実施する。

#### (3) 右左折時の一旦停止及び最徐行の徹底

交差点における高齢者被害の事故や自転車巻き込み事故等を防止するために、「交差点右左折時には横断歩道の手前で一旦停止又は最徐行」を徹底し、交差点における確実な安全確認の習慣化を図る。

#### (4) 車内事故防止の為のゆとり運転の徹底

発進時等の車内事故を防止するため、お客様に対し車内放送等により「バスが完全に停車してから離席する」などの「ゆとり乗降」の啓発に努めるとともに、確実に着席や降車されたことを確認した後に発車するなどの「ゆとり運転」を徹底する。また、客席にシートベルトの装置がある車両の運行に当たっては、出発時に車内放送や映像によるお客様へのシートベルト着用のお願ひ案内を徹底する。

#### (5) 事故頻発運転士等に対する指導教育の強化

交通事故分析結果に基づき、上記(1)及び(2)に特化した研修会を実施するほか、高齢運転者、初任運転者及び複数回事故を起こした運転者(事故頻発運転者)に特化した研修会を実施する。

また、ドライブレコーダーを活用して、ヒヤリハット情報を集めるほか片手運転や、ながら運転など事故に直結するドライバーの悪癖等を把握し、これを矯正するための研修等を実施する。

#### (6) その他の安全取組

上記(1)から(5)の取組のほか、輸送の安全を確保するため、次の事にも取り組んでまいります。

##### ア 交通法規等の遵守の更なる徹底

運行管理者等による実効ある指導・監督体制を確立し、全体教養のほかドライブレコーダーの解析結果に基づく個別指導を行うなど飲酒運転等の法令違反はもとよりサービス規定等の内部規定に対する遵法意識を高める。

##### イ 健康に起因する事故防止

健康診断の受診結果に基づき継続的に健康指導を実施するとともに、日々の点呼において、個々の睡眠不足や投薬状況をチェックするなど運転者の健康に起因する事故防止に努める。

##### ウ 感染症等防止対策

新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染症対策として、乗務員等の予防接種やマスク着用や消毒・手洗いの徹底を図るとともに、定期的に車両の除菌・消毒等を実施し、ウイルス等が入り込まないような環境整備を行う。

##### エ バスジャック・テロ防止対策

バスジャック・テロ防止のための警戒体制及びテロ発生時の緊急対応マニュアルの不断の見直しを行うとともに、警察等の関係機関と連携してあらゆる事案を想定した「対応訓練」を行う。

## 第4 本年度における具体的計画

### 1 安全対策会議の開催等

- (1) 毎月、社長を座長とした運輸安全マネジメント委員会を開催し、取組状況、効果等の検証を実施、必要な改善等を行う(写真1)。



(写真1)運輸安全マネジメント委員会

また、重大事故発生時等には、緊急の委員会を開催する。

バス事業部においては、毎月、安全管理連携執行責任者、安全統括管理者、運行営業所統括所長、各営業所長、運行管理者及び管理職が出席し、事故発生時のドライブレコーダーの映像等を活用して、事故原因の究明、再発防止策について討議する。

- (2) 春・夏・秋・冬の交通安全県民運動に積極的に参画し、期間中は全員が交通安全のリボンを着用するとともに、交通安全街頭活動に従事するなど社を挙げて交通安全の啓発活動に取り組む。さらに、毎月1日・20日を「事故ゼロの日」に定め、役員・管理職による運行営業所・支所車庫に対する督励を実施する。
- (3) 乗務員やデジタコ・ドライブレコーダーから、運行現場におけるヒヤリハットの情報を収集し研修などの機会を利用して事故防止運動に活用する。
- (4) 指導運転士会議や乗務員班長会議を6月と12月に行い、事故の抑止に向けた話し合いを実施し必要な対策を策定する。8月上旬社員総会において班別無事故表彰や12月の下期社員総会においては班別無事故表彰と無事故個人表彰を行う(写真2)。



(写真2)班別無事故表彰

- (5) 全乗務員の健康診断を行い、診断結果をもとに個人指導を継続的に実施するとともに異常が認められた社員については再検査や医療機関での治療を推奨する。また、インフルエンザの予防接種についても、会社負担で全乗務員に接種させる。また、SAS 検診や脳ドック検診を段階的に導入するとともに各営業所には、血圧測定器を設置し血圧のチェックを随時行わせ、加えて携帯型心電計によって動悸等の症状をチェックする。また、産業医制度等を有効に活用するなど乗務員の健康管理を徹底する。

## 2 運行管理者に対する教育・訓練の実施

- (1) 独立行政法人自動車事故防止対策機構が実施する初認診断・適性診断や特別診断を受講させる。
- (2) 国土交通省や独立行政法人自動車事故防止対策機構又は民間の損保会等の主催する様々な安全セミナーを受講させる。
- (3) 外部講師を招いて運行管理者への教育・訓練を行う。

## 3 教育指導員に対する教育・訓練の実施

- (1) 乗務員統括指導班長・運転士指導班長・乗務員班長の会議を主催し安全に向けた会社の方針等周知徹底を行い、乗務員からの意見を取り入れ対策を講ずる(写真3～6)。





(写真3) 保険会社によるドラレコ研修



(写真4) 地元警察署交通課長訓話

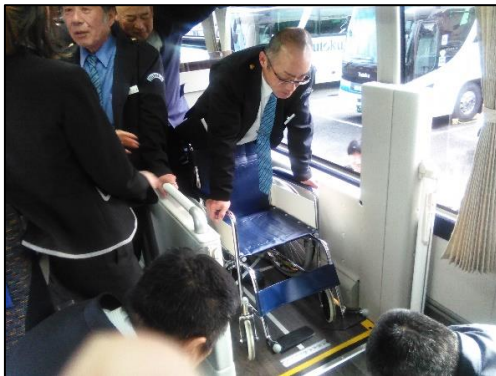


(写真5) 佐賀県警による運転・歩行能力診断



(写真6) オーバーハング研修

(2) 年に2回全乗務員を対象とした乗務員研修を行い、安全運転と接客接遇の向上に向けた取組を、外部講師を招いて研修を行う(写真7～8)。



(写真7) エレベーター付貸切バス車イス取り扱い



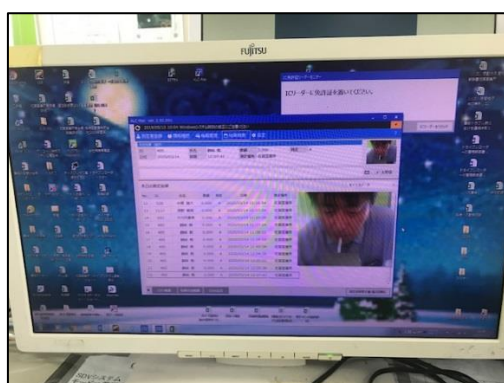
(写真8) バスガイドによる発炎筒の使用方法

#### 4 運転士に対する教育・訓練の実施

高齢者や初任運転者に対する研修を行うとともに、事故頻繁運転者に対しては、再教育を行い事故の原因究明と再発防止に努める。

## 5 飲酒運転の根絶対策

- (1) 始業・中間・終業点呼時に免許証の提示確認とともにアルコール検知器による検査を実施し、検査結果データを保存する(写真9)。
- (2) 出先での始業・中間・終業点呼時にもモバイルアルコール検知器を用いて点呼を行い、データを保存する。また、臨時に役員・管理職・運行管理者が宿泊先に出向き乗務員に対しアルコール検知器において検査を行う  
(写真10)。



(写真9)アルコール検知器による検査



(写真10)モバイルアルコール検知器

## 6 車両点検・整備及び運行業務点検の実施等

- (1) 始業前車両点検・終業後車両点検については、点検項目に従い乗務員が点検し点検結果を整備管理者・運行管理者へ報告し、異常があれば早急に対応する。
- (2) バスのトランクルームの扉が完全に閉まった状態で確実に施錠されているかの確認を行う。
- (3) 車両整備委託会社等において確実に法定点検項目に従い点検を実施し、安全と安心の向上に努める。

## 第5 内部監査

- 1 内部監査規定に基づき、社長・安全管理連携執行責任者・安全統括管理者・運行営業所統括所長や営業所長に対する内部監査を実施し、安全管理体制の適合性及び有効性を監査する。
- 2 内部監査結果に基づき、安全管理体制における PDCA サイクルの継続的改善に努める(写真11)。





(写真11)社長に対する内部監査

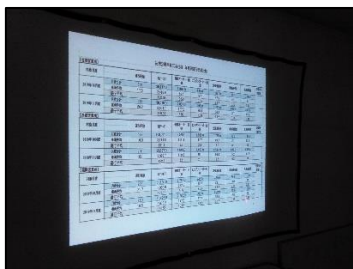
## 第6 輸送の安全に関する設備投資

1 最新型バス車両への代替(写真12)・更新を行う。

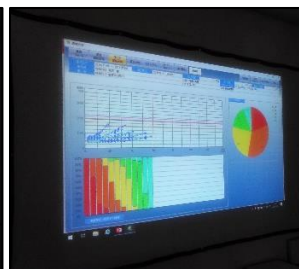


(写真12)エレベーター付き貸切バス・ドライバー異常時対応システム〔EDSS〕搭載

2 安心・安全に係る投資については、当初予算へ組み込みデジタコ・ドライブレコーダーについては、全車装着を基本とし代替え車両についても装着する(写真13～15)。



(写真13)デジタコ研修



(写真14)デジタコ研修



(写真15)ドライブレコーダー研修

3 車両前方の衝突被害軽減警報装置並びにバック時のバック突を防ぐために衝突被害軽減警報装置を整備、ASV搭載車両への代替促進

- 4 営業所設置の血圧計に記録装置を備え乗務員の血圧を管理する。また、睡眠時無呼吸症候群（SAS）検査及び脳ドック検診の段階的導入を図る。  
（写真16～17）



（写真16）血圧計



（写真17）睡眠時無呼吸症候群検査

- 5 安全マネジメントセミナー、各種講習、適性診断等を経営トップ以下運輸事業に携わる者の受講
- 6 営業所設置のアルコール検知器とモバイルアルコール検知器の更新

## 第7 事故等発生時の対応

- 1 人命救助・安全確保を最優先とする（写真18～19）。



（写真18）救命救急講習



（写真19）高速道路上での誘導訓練

- 2 直ちに関係機関へ通報連絡したのち、上司に報告する。
- 3 対応マニュアルに基づき、常に冷静沈着に行動する。
- 4 二次事故防止のため、安全を確認した上で車両を安全な場所へ移動させる。
- 5 記憶が鮮明な内に、事故の現状（発生日時・発生場所・相手の人定、車両登録番号、事故目撃者、救助協力者等）を確認し、記録をする。

なお、ドライブレコーダーの画像等については、「祐徳自動車ドライブレコーダー取扱規程」に則って慎重かつ有効に取り扱う。

- 6 重大事故発生時における被害者支援対策、報道対応、再発防止対策等については、対応マニュアルに基づき、組織的に対応する。

## 第8 安全管理規定および輸送の安全に関する組織、連絡体制

- 1 安全管理規定は、別途資料のとおり定める。
- 2 輸送の安全に関する組織・連絡体制は、別表のとおり定める。

## 第9 CS推進部の取組

CS(お客様満足)向上のため、弊社では、昨年度からバス事業部にCS推進部を新設しております。CS推進部では、お客様から寄せられた御意見、御要望等に対して迅速、的確に対応することにより、お客様満足度の向上に努めてまいります。

なお、皆様からの御意見等は、現在弊社ホームページでも承っております。

皆様からいただいた御意見等は、弊社にとりまして、まさに貴重な「財産」であります。職員の指導・教育をはじめ、お客様に対するサービス向上のため大切に活用させていただきます。

## 第10 安全管理連携執行責任者

|              |       |
|--------------|-------|
| 常務取締役　バス事業担当 | 松尾　文敏 |
|--------------|-------|

## 第11 全統括管理者

|            |       |
|------------|-------|
| 取締役　バス事業部長 | 山本　孝義 |
|------------|-------|

## 第12 行政処分の公表

- ・2017年度　祐徳自動車(株)・祐徳バス(株)2社ともに行政処分なし
- ・2018年度　祐徳自動車(株)・祐徳バス(株)2社ともに行政処分なし
- ・2019年度　行政処分なし　(祐徳バス(株)を吸収合併)



## 第13 「貸切バス事業者安全性評価認定制度」における認定

弊社は、公益社団法人日本バス協会が実施している「貸切バス事業者安全性評価認定制度」において、最高ランクの「★★★三つ星」の認定を受けており（2018年12月19日付け）、現在、貸切バスに「SAFETY BUS」のシンボルマークを貼付して運行しております。

安全性最高ランク「★★★三つ星」の認定を受けた「祐徳バス」をどうぞ安心して御利用いただきますようお願い申し上げます。

